平成２４年（フ）第８９号
千葉県白井市堀込１丁目３番９棟104号
債務者　仲間　香澄
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１６号
千葉県成田市加良部２丁目１番地　３棟406号
債務者　細谷　洋樹
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１９３号
愛知県日進市南ケ丘２丁目16番地６
債務者　岩本　順子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３２号
名古屋市熱田区伝馬２丁目３番13号　リバティー伝馬202号
債務者　伊藤　雄大
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５４号
福岡市中央区笹丘１丁目36番27号202号、住民票上の住所福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―713号
債務者　青木　賢生
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４３号
佐賀市多布施３丁目14番10号
債務者　田中　繁行
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４号
福岡市東区高美台２丁目40番１号
債務者　藤野　静江
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４号
福岡市早良区大字飯場711番地
債務者　兼延　将英
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９号
福岡市西区周船寺２丁目15番19号
債務者　岸田　恭典
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５６号
福岡市南区花畑２丁目６番17―101号
債務者　福島　義彦
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１５号
福岡市西区姪の浜２丁目９番24―209号
債務者　植木　明子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２５号
福岡市中央区笹丘１丁目36番27号
債務者　辻本　真里
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４１号
福岡市城南区別府６丁目13番３号
債務者　田代　昭博
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６０号
福岡県宗像市日の里６丁目２番地21
債務者　濱邊　祐二
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６６号
福岡市西区周船寺２丁目14番29―401号
債務者　野田　朋和
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６７号
福岡県糸島市加布里1180番地
債務者　石坂　浩太
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７０号
福岡市中央区荒戸１丁目７番６号
債務者　権藤　友好
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４７３号
福岡市博多区東比恵３丁目３番５―602号
債務者　岩永　敏英
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部